

「孤独・孤立対策推進法」の概要

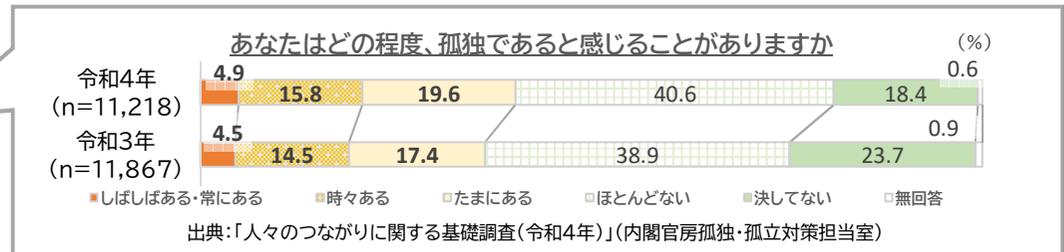
2023(令和5)年6月7日公布/2024(令和6)年4月1日施行



参考資料 2

背景・経緯 (国の動向)

- 社会環境の変化による人と人との「つながり」が希薄化
- コロナ禍による孤独・孤立の問題の顕在化・深刻化



2021

- 「骨太の方針2021」に「孤独・孤立対策」を明記
- 「孤独・孤立対策担当大臣」および「内閣官房孤独・孤立対策担当室」を設置
- 「孤独・孤立対策推進会議」(議長:担当大臣)において「孤独・孤立対策の重点計画」を策定(2021.12.28)
- 24時間受付相談ダイヤル試行、専用ウェブサイト開設

2022

- 「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」、「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」を実施
- 「孤独・孤立対策の重点計画」をローリング改定(2022.12.26)

2023

- 「孤独・孤立対策推進法」が、通常国会で成立 (2023.6.7公布/2024.4.1施行)
※政策の法的根拠として整備。法成立を機に業務所管を内閣官房から内閣府に移行

内閣府特別機関
「孤独・孤立対策推進本部」設置
(本部長:内閣総理大臣)

法律の概要

基本理念【第2条】※要約

- ① 社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図る。
- ② 当事者等の立場に立ち、状況に応じた継続的な支援が行われるようにする。
- ③ 当事者等の意向に沿って、孤独・孤立状態から脱却して社会生活を営むことができるようになることを目標とした必要な支援が行われるようにする。

国等の責務【第3条・第4条】

国の責務【第3条】

孤独・孤立対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

地方公共団体の責務【第4条】

国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

基本的施策【第8条～19条】

施策内容	施策主体	
	国	地方
①重点計画の作成	◎	/
②国民の理解の増進	○	○
③相談支援	○	○
④協議の促進等	○	○
⑤人材の確保等	○	○
⑥地方公共団体・支援団体への支援	○	/
⑦調査研究の推進	○	/
⑧地域協議会の設置	/	○

※◎は必須。○は努力規定。